

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日付け総務大臣通知）

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

○民間委託等の推進

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- 業務の集約・大くくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

○指定管理者制度等の活用

- 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

○地方独立行政法人制度の活用

- 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

- 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

○公共施設等総合管理計画の策定促進

- 平成28年度までに、長期的視点に立つて公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

○統一的な基準による地方公会計の整備促進

- 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

○公営企業会計の適用の推進

- 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

5 PPP/PFIの拡大

- 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットディングを図る。
- 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。



○業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。

○総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。

総 行 経 第 29 号
平成 27 年 8 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長

殿

総務大臣 山 本 早 苗
(公 印 省 略)

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について

地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。

国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ＩＣＴの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要です。

このため、今般、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この留意事項を参考として、積極的に業務改革に努められますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対しても、本通知について周知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項

平成 27 年 8 月 28 日

総 務 省

人口減少・高齢化が進行し、地方財政も依然として厳しい状況にある中で、地方公共団体は、衆議院及び参議院両院における「地方分権の推進に関する決議」以来、20 年にわたる第 1 次・第 2 次地方分権改革による成果を活用し、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備など多様化し増大する住民ニーズに的確に対応することが求められている。

これまでも、地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知）や「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」（平成 26 年 3 月 24 日総務省自治行政局地域情報政策室）等に基づき積極的に行政改革等に取り組み、事務・事業の民間委託、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング、指定管理者制度の活用等、その取組は着実に進展してきた。また、近年、窓口業務のアウトソーシングなどの新たな取組も見られるほか、クラウド導入市区町村の数も 550 団体に上っている。（平成 26 年 4 月 1 日現在）

しかしながら、依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まってきている一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためにはより一層の取組が必要となっている。

また、民間事業者の提供するサービスが日々進化をとげている中で、地方公共団体においてもクラウド化等の取組が推進され、システムコストの圧縮等が進められているほか、住民の利便性向上のための総合窓口やコンビニにおける証明書交付、社会保障・税番号制度の導入など、行政事務や行政サービスにおける ICT の役割は今後ますます高まるものと考えられる。

これらの状況を踏まえれば、今後、地方公共団体においては、B P R（Business Process Re-engineering）の手法及び ICT を徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要である。

このため、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（以下「基本方針 2015」という。）等を受け、以下に地方行政サービス改革を推進するに当たっての留意事項を示し、これを参考として、各地方公共団体においてより積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言するものである。

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(1) 民間委託等の推進

- ① 定型的業務や給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施すること。特に、職務内容が民間と同種又は類似したものである業務であって、民間委託の進んでいない分野については、重点的に点検を実施すること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況や民間の受託提案などを参考にしつつ、業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施などスケールメリットが生じるよう事務の総量を確保するなどの工夫を行い、委託の可能性について検証すること。特に、臨機応変な指示が必要な業務であっても、仕様書の詳細化や、指示が必要な業務と定型的な業務を切り分けるなどの工夫を行うこと等により、委託の可能性を検証すること。

なお、定型的業務や庶務業務以外の事務事業についても、先日、各地方公共団体における民間委託の取組状況を取りまとめ、「地方自治体の業務改革に関する取組状況に関する調査結果について」（平成27年7月27日総行経第23号、総行情第44号）によりその結果を報告したところであり、総点検の参考とすること。

- ③ 委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じること。
- ④ 委託先の事業者が労働法令を遵守することは当然であり、委託先の選定に当たっても、その事業者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- ⑤ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。

(2) 指定管理者制度等の活用

- ① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況等を参考にしつつ、例えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定

管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。

また、その施策目的等から直営を選択している場合であっても、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理といった業務について部分的に指定管理者制度を導入する等、幅広い視点からその管理のあり方について検証すること。

- ③ また、「指定管理者制度の運用について」（平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

（３）地方独立行政法人制度の活用

- ① 地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務・事業についてその廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討すること。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること。
- ② なお、公の施設のうち、博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館については、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 298 号）において、これらの施設の設置及び管理が地方独立行政法人の業務範囲に追加されたことに留意すること。
- ③ 地方独立行政法人についても、地方公共団体同様、適正かつ効率的にその業務を運営することが必要であり、民間のノウハウの活用など、適切な対応が望まれること。

（４）ＢＰＲの手法やＩＣＴを活用した業務の見直し（特に窓口業務の見直し及び庶務業務の集約化）

安定的かつ持続的に行政サービスを提供していくためには、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する行政運営が必要であり、このため、事務事業全般にわたって、ＢＰＲの手法を活用した業務フローの見直しやＩＣＴの活用等を通じた業務の効率化を図ること。特に、住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しについては、以下の事項に留意しつつ、重点的に行うことが必要であること。

なお、総合窓口の導入・窓口業務のアウトソーシング、庶務業務の集約化の推進等を念頭に、基本方針 2015 において「窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させる」とする成果指標が掲げられたこ

とを踏まえ、総務省としては、ＢＰＲの手法を活用しながら、民間企業との協力の下、これらに一体的に取り組む市区町村を支援する「業務改革モデルプロジェクト」を実施し、これらを推進するための予算について平成 28 年度概算要求に向け検討を行っていること。

- ① 窓口業務は、住民サービス提供の最前線である。社会保障・税番号制度の導入等を踏まえ、ＢＰＲの手法やＩＣＴを活用しつつ、コンビニにおける各種証明書の交付など、行政手続のオープン化・アウトソーシングによる利用者の機会費用の削減・窓口の混雑緩和等、住民の利便性向上につながるよう業務方法の見直しを行うこと。

個人番号カードを利用したコンビニ交付については、住民における証明書の取得に要する時間など、社会的コストを削減する効果があるとともに、土日祝日を含め早朝から夜まで（６：３０～２３：００）の取得が可能になることによる利便性の向上、また市区町村における証明書の交付に要する行政コストを削減する効果があることから、導入について積極的に検討すること。

また、住民異動、戸籍届出、各種証明書交付、国民健康保険・介護保険等の受付等、従来、別々の窓口で行ってきた事務手続について、縦割を廃し、原則１ヶ所の窓口にてワンストップ対応を行う「総合窓口」の取組について、待ち時間の短縮など住民の利便性向上につながる取組であることから、先行事例を参考にしつつ、積極的に検討すること。

なお、その際、単に各窓口事務を集約するのではなく、業務フローの見直しを行い、受付・引渡し・入力業務等については、積極的に民間委託等を活用し、業務の効率化を図ること。

社会保障・税番号制度の導入に伴い整備される宛名システムを活用し、当該システムを介在して住基担当部局、福祉担当部局等との間で庁内連携を行い必要な情報をやり取りすることにより、窓口を総合窓口として一元化し、抽出された情報を総合窓口で待つ住民に提供する対応も可能となる。このような事務フローを整え、手続時間の短縮及び添付書類の削減を伴うワンストップサービスを実現することによって、住民サービスの向上及び手続漏れの防止、事務の効率化及び正確性の向上、効率的な業務手順の構築及びマニュアルの整備が可能となるなどの効果が期待できるものであること。

また、窓口業務の民間委託を行うにあたっては、「住民基本台帳関係の事務等にかかる市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」（平成 20 年 3 月 31 日総行市第 75 号、総行自第 38 号、総税企第 54 号）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

- ② 給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務について、

システムを活用し職員が発生源入力を行うことにより、各部局の中間経由業務の廃止や審査確認等の担当部局を１ヶ所に集約するなどの業務の再構築を行い、効率的な体制で執行を行うこと。その際、集約化した業務について、積極的に民間委託等を検討すること。

また、既に導入がなされている地方公共団体も含め、システム導入・更新にかかる費用対効果も勘案しつつ、できる限り多くの事務を対象とし、対象職員の範囲についても、首長部局にとどまらず行政委員会事務局や教職員等も含めるなど、スケールメリットを活かした効率性を追求すること。

なお、規模の小さな地方公共団体においては、総務事務センターのような部署を新設するのではなく、総務課等に審査確認等の機能を集約することで対応が可能であり、庶務業務システムの導入・更新等に併せて検討を行うこと。また、自治体クラウド導入の際には同一の庶務業務システムを活用することが容易になることから、団体を超えた業務の集約化について検討を行うこと。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- (1) ICT化については、基本方針 2015 において、「地方公共団体においても業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せた自治体クラウドの積極的展開など、業務改革の抜本的な取組を加速化し、行政コスト低減を図る」こととされており、ICT化と業務改革を同時・一体的に推進することが重要であること。あわせて、情報セキュリティの確保にも十分留意する必要があること。
- (2) その点、複数地方公共団体共同でのクラウド化である「自治体クラウド」については、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から有効な取組であることから、その積極的な導入について検討すること。
- (3) その際、「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「2017 年度までを集中取組期間と位置付け、業務の共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する（自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村の倍増を目指す。）」こととされ、また、「地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業

務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（３割減）を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、2016 年夏に結論を得るべく、検討を進める」こととされていることに留意すること。

- （４）自治体クラウド導入の取組に当たっては、それぞれの地方公共団体が自らの情報システムの形態やコストの現状について正しく認識するとともに、自治体クラウドを導入する場合としない場合のコストシミュレーション比較や投資対効果試算を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上や災害時の業務継続性等についても考慮すること。なお、今後、更に効率的・効果的な自治体クラウドを加速するため、「e ガバメント閣僚会議 国・地方ＩＴ化・ＢＰＲ推進チーム第一次報告」（平成 27 年 6 月 29 日国・地方ＩＴ化・ＢＰＲ推進チーム）を踏まえ、内閣情報通信政策監（政府ＣＩＯ）の知見を加えて、自治体クラウドによる運用コスト削減や業務改革等、取組事例（全国で 54 グループ）の効果分析を行い、その成果を踏まえ、地方公共団体に対して、必要な助言・情報提供等の支援を行うこととしている。

３ 公営企業・第三セクター等の経営健全化

（１）公営企業

公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続するために、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号）の内容を踏まえ、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むこと。また、経営の効率化等の観点から、地域の実情を踏まえ、広域化や民間連携等に積極的に取り組むこと。

さらに、これまで以上に、経営指標を活用して経営の現状や課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等に対して分かりやすく説明を行うために、当面、各水道事業（簡易水道事業を含む）及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を進めていく予定であること。

その実施の詳細については別途通知によるものであること。

（２）第三セクター等

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5

日総財公第 101 号) 及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(平成 26 年 8 月 5 日総財公第 102 号)の内容を踏まえ、自らが関係する第三セクター等について、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むこと。また、健全な経営を前提に、公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等の長所を踏まえ、地域の元気を創造するための活用に適切に取り組むこと。

その際、今後、総務省が公表する予定の先行事例を参考にしつつ、各第三セクター等の実情も踏まえ、積極的に検討すること。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

(1) 公共施設等総合管理計画の策定促進

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成 26 年 4 月 22 日総財務第 74 号) 及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(平成 26 年 4 月 22 日総財務第 75 号)の内容を踏まえ、平成 28 年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定すること。

計画の策定にあたっては、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努めること。

(2) 統一的な基準による地方公会計の整備促進

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成 27 年 1 月 23 日総財務第 14 号) 及び「統一的な基準による地方公会計マニュアルについて」(平成 27 年 1 月 23 日総財務第 15 号)の内容を踏まえ、原則として平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用すること。

(3) 公営企業会計の適用の推進

「公営企業会計の適用の推進について」(平成 27 年 1 月 27 日総財公第 18 号) 及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成 27 年 1 月 27 日総財公第 19 号)の内容を踏まえ、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行すること。公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表、固定資産台帳を整備することを通じ、自らの経営や資産等を正確に把握することで、より計画的な経営基盤・財政マネジ

メントの強化に努めること。

5 PPP／PFIの拡大

- (1) 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP／PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP／PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたいこと。

なお、地方財政措置については、地方公共団体がPPP／PFIを導入しても不利にならないよう財政措置を講じる(イコールフットィングを図る)ことを基本としている。

- (2) 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP／PFIの積極的な活用の検討に努めるとともに、統一的な基準による地方公会計の整備及び公営企業会計の適用の推進により、取得年月日や取得金額・耐用年数等が記載された固定資産台帳を整備・公表することで、民間事業者に対して十分な情報提供を行い、PPP／PFI事業への参入促進が図られるように努めること。

第2 地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表について

基本方針 2015 において「業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する」とされたことを踏まえ、地方公共団体が質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供し、地方行政サービス改革を推進する観点から、民間委託、指定管理者制度、庶務業務の集約化、クラウド化等の推進等の取組について、総務省においては、各地方公共団体における取組状況・方針を統一した様式で整理・公表する「取組状況・方針の見える化」を実施するとともに、その取組状況等について「比較可能な形で公表」することを予定しているものであること。

その実施の詳細については別途通知によるものであること。

第3 総務省における推進方針

国・地方を通じて質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することが必要であり、総務省においては、地方行政サービス改革を積極的に推進する観点から、その推進状況について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資す

るよう助言等を行うものであること。

また、第2において実施することとしている、地方行政サービス改革に関する「取組状況・方針の見える化」及び「比較可能な形での公表」については、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものであること。

今般の地方行政サービス改革に関する取組については、窓口業務の見直しなど市区町村の取組が中心となるものもあるが、各都道府県においても同様に、市区町村の行政運営に資する観点から、都道府県内市区町村の業務の効率化に関する取組状況等についてフォローアップを実施するとともに、適切に助言を行うこと。

地方行政サービス改革①（地方自治体の業務改革）

- 国・地方を通じて、**質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供**することが必要
- 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進（民間委託・指定管理者制度等の活用）、自治体情報システムのクラウド化の拡大、PPP/PFIの拡大、公営企業・第三セクター等の経営健全化などの**業務改革を推進**
- 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化などの各地方自治体における**取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施**

○行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

【民間委託の導入割合（市町村）】（平成26年10月1日現在） 80%以上⇒ 本庁舎清掃、夜間警備、案内受付、電話交換、一般ごみ収集、水道メーター検針等 割合が低い⇒ 学校用務員29% 学校給食57%	【指定管理者制度の導入施設数】（平成24年4月1日現在） 73,476施設 （都道府県 7,123、政令市 7,641、市町村 58,172）
【総務事務センター等導入団体】（平成26年10月1日現在） 都道府県 43団体 政令市 13団体 市町村 130団体	

○自治体情報システムのクラウド化の拡大

【クラウド導入市区町村】（平成26年4月1日現在） 550団体（うち自治体クラウド（複数団体共同でのクラウド化） 211、単独クラウド（単独団体でのクラウド化）339）
--

○PPP/PFIの拡大

- ・公共施設等総合管理計画の策定や固定資産台帳の整備を促進するとともに、**優良事例の横展開**やPFI事業に係る**財政措置上のイコールフッティング**を図り、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進

○公営企業・第三セクター等の経営健全化

- ・公営企業について、**経営戦略の策定を促進**するとともに、指標を活用した的確な経営状況の把握、**見える化を推進**。また、事業の広域化や統合、PPP/PFIや民間委託等の民間資金・ノウハウの活用等の地域の実情に応じた積極的な取組を推進
- ・第三セクター等について、指針（H26.8策定）を踏まえた経営健全化を推進するとともに、**優良事例の横展開**を図る

- ①業務改革を推進するため、各地方自治体における取組状況を**比較可能な形で公表**し、取組状況の**見える化を実施**（指定管理者制度、民間委託、自治体クラウド等）
 - ②BPRの手法及びICTを活用し、総合窓口の導入・アウトソーシング、庶務業務の集約化等に一体的に取り組む地方自治体を支援する「業務改革モデルプロジェクト」を実施し、**優良事例の横展開**を図る
 - ③業務改革の留意事項に関する助言を行い、地方自治体における**取組状況を毎年度フォローアップ**
（利用者の機会費用や行政コストの削減を目指し、汎用性のある**先進的な改革**（総合窓口化・アウトソーシング等窓口業務改革、庶務業務の集約化・アウトソーシング等内部管理業務改革等）に**取り組む市町村の数を平成32年度までに倍増**）
- eガバメント閣僚会議の下に発足した遠藤政府CIOを主査とする「国・地方IT・BPR推進チーム」における議論等を踏まえ、自治体クラウドの取組事例について具体的に分析・整理を行い、情報提供・助言を行うことで、取組を積極的に展開（**平成29年度までにクラウド導入市区町村の倍増**）

地方行政サービス改革②(地方自治体の財政マネジメントの強化(地方財政の見える化の推進))

○地方自治体の財政マネジメントの強化やそれを通じた歳出の効率化のため、公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大など、地方財政の見える化を推進

○公共施設等総合管理計画の策定促進

・平成26年度から28年度までの3年間で、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するよう全地方自治体に要請（H26.4.22）

※全都道府県、全市町村が計画を策定予定

・公共施設の集約化・複合化、転用事業のための地方債措置の創設（H27年度より）等により、公共施設等の最適配置の実現に向けた取組を支援

・こうした支援を通じ、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう促す

※「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」等を活用し、国と地方自治体の適切な連携を図る

○地方公会計の整備促進

・原則として平成27年度から29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用するよう全地方自治体に要請（H27.1.23）

・地方公会計によって把握される新たな財政指標を既存の指標と組み合わせることにより、財政分析機能を強化

○公営企業会計の適用拡大の推進等

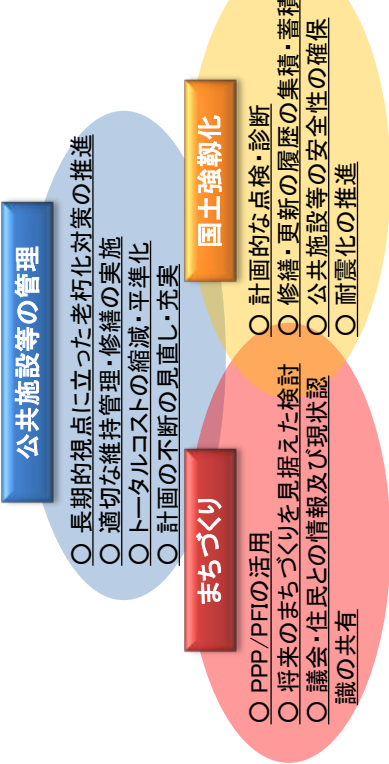
・平成27年度から31年度までの5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置づけ、公営企業会計の適用に取り組むよう全地方自治体に要請（H27.1.27）

・公営企業会計の導入により、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となり、より計画的な経営基盤・財政マネジメントを強化

○PPP/PFI事業への参入促進

・上記の取組によって、民間事業者に対して十分な情報開示・提供を行い、PPP/PFI事業への参入を促進

公共施設等総合管理計画による取組の推進イメージ



地方公会計の活用例（公共施設等のマネジメント）

施設別行政コスト計算書

	公民館A	公民館B	公民館C
人件費	1,860万円	1,220万円	1,910万円
退職手当引当金	190万円	120万円	190万円
減価償却費	950万円	610万円	790万円
・	・	・	・
・	・	・	・
利用者1人当たりコスト	1,660円	1,400円	2,290円

施設別行政コスト計算書を作成することで、退職手当引当金や減価償却費も含めたトータルコストによるセグメント分析が可能となり、その結果を施設の統廃合や適正配置の議論に活用

地方自治体の業務改革の取組状況の見える化の実施

比較可能な形での公表

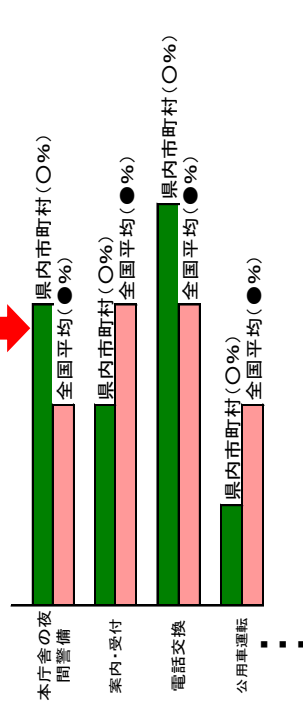
各団体の取組について、比較可能な形で公表
＜比較項目＞
民間委託、指定管理者、クラウド化 等
→ 都道府県間・指定都市間の比較、各都道府県内の市町村の取組割合と全国平均の比較 等

＜公表例＞

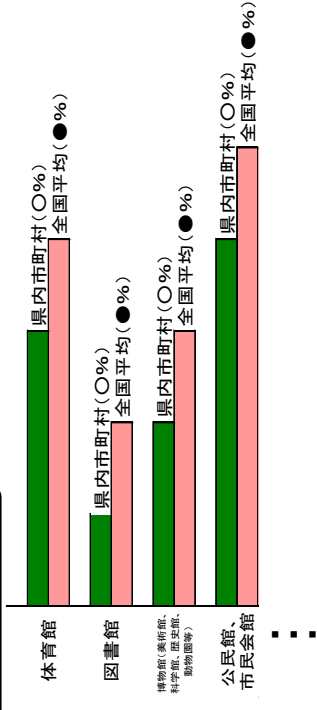
〇〇県(市町村分)

民間委託

県内市町村の取組割合と、全国平均を比較



指定管理者制度



見える化の実施

各団体の取組について、統一した様式で、見える化を実施
＜公表項目＞
民間委託の実施状況、指定管理者制度の導入状況(施設区分別)、クラウド化の実施状況 等

＜様式例＞

〇〇県(◆◆市)

民間委託

直営のみの場合、今後の対応方針を検討し記載

	直営のみ	今後の対応方針
本庁舎の夜間警備	○	～～～～
案内・受付	○	～～～～
電話交換	○	～～～～
公用車運転	○	～～～～
一般ゴミ収集	○	～～～～
学校給食(調理)	○	～～～～
学校給食(運搬)	○	～～～～
学校用務員	○	～～～～
ホームページ作成・運営	○	～～～～
調査・集計	○	～～～～
総務関係事務	○	～～～～

指定管理者制度

未導入施設がある場合、導入に対する考え方を記載

	施設数	指定管理者導入済み件数	導入率	導入に対する考え方
体育館	5	5	100.0%	～～～～
図書館	3	2	66.7%	～～～～
博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)	6	4	66.7%	～～～～
公民館、市民会館	0	0	—	～～～～
：				
：				
：				

「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(抄)

〈平成27年6月30日閣議決定〉

第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

〔Ⅰ〕公的サービスの産業化

(多様な行政事務の外部委託、包括的民間委託等の推進)

- ・ 外部委託等が進んでいない分野のうち、市町村等で今も取組が遅れている分野を中心に適正な外部委託を加速する。さらに、これまで取組が進んでいない、窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務について、官民が協力して、大胆に適正な外部委託を拡大する。

(民間資金・民間ノウハウの活用)

- ・ 上下水道、公営住宅、空港などの社会資本や公共施設の整備・運営に関しては、公費負担の抑制につながる場合には、多様なPPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することにより、民間の資金・ノウハウの活用を大幅に拡大する。その導入の状況を踏まえつつ、適用範囲を拡大していく。
- ・ PPP/PFIと通常の公共施設整備・運営とのイコールフットリングを徹底するとともに、地方公共団体等に周知する。また、質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を全国展開する。

〔Ⅱ〕インセンティブ改革

(質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を2020年度までに全国展開)

- ・ BPR (Business Process Reengineering) 等を通じて公共サービス業務の改善の優良事例を官民の協力で創出する。定量的な目標の下に進捗管理を行いながら、優良事例に関する情報開示を進め、全国展開を促す。

〔Ⅲ〕公共サービスのイノベーション

(公共サービスに関わる業務の簡素化・標準化)

- ・ 国はガイドラインを示すとともに、地方自治体にも計画的な取組を促し、国・地方自治体、民間企業等が協力し、計画期間中にITを活用した業務の簡素化・標準化を推進する。ITを活用した公共サービスの業務改革及び政府情報システムのクラウド化・統廃合等により、政府情報システムの運用コストの3割減を目指す。
- ・ マイナナンバー制度を有効活用し、質の高い公共サービスを効率的に提供する優良事例を全国に展開する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

〔2〕社会資本整備等

(時間軸)

- ・ (中略) 地方公共団体の公共施設等については、固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、平成28年度末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。

(賢く使う観点からの取組)

- ・ ストック適正化、維持管理・更新費の増加の抑制に向けて、まずは地方公共団体における固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、行政コスト情報等を各地方公共団体や住民自らが容易に比較できる形となるよう整備する。また、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、コストの公開、住民の意向把握、利用者負担の検討等を行う。あわせて、関係府省庁・地方公共団体が適切な連携を図り、施設の集約・縮減にまで踏み込んだ同計画の策定や、国公有財産の最適利用を加速するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新を行う。

「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(抄)

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。このため、日本版「資本のリサイクル」として、コンセンションや公的不動産の利活用、公共施設の集約化や複合利用、公共施設集約に伴う余剰地の売却再投資などの公的ストックの有効活用、包括的民間委託や上下水道など複数分野の一体的な管理委託など、多様なPPP／PFI手法の積極的導入を進め、民間ビジネスの機会を拡大する。

PPP／PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP／PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。その一環として、通常の公共施設整備・運営とのイコールフットリングの更なる確保等コンセンションをはじめとするPPP／PFIの円滑な導入に資する環境整備を進めるとともに、それらの地方公共団体等への周知を図る。

[3] 地方行政改革・分野横断的な取組

(時間軸)

- ・ (中略) ストック情報(固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等)を集中改革期間内に整備し開示する。

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

- ・ (中略) BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開、公共サービス・インノベーションにおける優良事例の全国展開を加速する。
- ・ 地方独立行政法人を含む地方においても効率的で質の高いサービスを提供するため、民間の大胆な活用の観点から市町村で取組が遅れている分野や窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務の適正な民間委託の取組の加速をはじめ、公共サービスの広域化、共助社会づくりなど幅広い取組を自ら進める。その際、窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組み市町村数を2020年度(平成32年度)までに倍増させる。
- ・ 地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。また、第三セクターについても、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえた取組を推進するとともに、優良事例の全国展開を図る。(後略)
- ・ 2018年度(平成30年度)までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等(公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自治体の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など)の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。また、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。

(IT化と業務改革)

国・地方(独立行政法人を含む。)を通じた横断的な取組として、行政のIT化に対する国民の信頼が確保されるよう、徹底したサイバーセキュリティ対策を講じつつ、マイナンバー制度の導入を突破口に更なるIT化と業務改革を図る。国においては、オンラインサービス改革、各府省庁の主要業務の効率化・省力化等の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合等に取り組み。また、政府情報システムの運用コスト低減を進める。地方公共団体においても業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せた自治体クラウドの積極的展開など、業務改革の抜本的な取組を加速化し、行政コスト低減を図る。